

舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行について

1 概要

近年舗装工事においては、失格基準上限値付近での同額入札が多数となっており、その結果、「受注希望型」の6割以上の案件では「くじ引き」により落札者を決定するなど、価格のみでは落札者が決まらない入札が常態化している。

このため、従来「受注希望型」としていた案件についても「総合評価」を活用することとし、価格以外の要素も加味して総合的に優れた者を落札者としたい。

「受注希望型」からの移行に当たっては、小規模事業者等の受注機会確保にも配慮し、従来の「総合評価」より評価項目を減らした「総合評価（簡易Ⅱ型）」を適用する。

2 試行内容

(1) 舗装工事の総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の評価項目

評価項目		評価点	
① 工事成績	評価点 = 2点 × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	2.0	
② 施工体制	直営で施工する者(2.0点)	2.0	最大 4.0
	アスファルトフィニッシャーを自社保有する者(2.0点)		
③ 地域要件	対象工事と同一の市町村等に本社がある者(2.0点)	2.0	
	対象工事の近隣での工事实績を有する者(2.0点)		
④ 社会貢献	長野県又は長野県内市町村の道路除融雪の契約実績を有する者(2.0点)	2.0	
	県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修工事を契約している者(2.0点)		
⑤ 技術者 配置	主任技術者を専任配置する場合(2.0点)	2.0	
	主任技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合(2.0点)		
価格以外の評価点		6.0	
価格点		94.0	
総合評価点		100	

※ ①は必須、②～⑤2項目の中からは1項目選択し、②～⑤の計が4点となるように評価項目を選択する

※ 評価項目は、案件ごと定める

(2) 対象工事

地域条件等を考慮しつつ、受注希望型競争入札で予定されている舗装工事(3,000万円未満)のうち半数程度を試行

3 試行開始時期

平成30年1月9日